十　発　行　日　平成二十七年一月二十六日
十一　発　行　価　格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円一厘二毛
十二　償　還　期　限　平成二十七年四月二十七日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償　還　金　額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十七年一月二十六日

○国土交通省告示第二百六号

礼文空港の供用の休止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目
二　空港の名称及び位置　礼文空港　北海道礼文郡礼文町
三　予定する休止の開始期日及び期間　平成二十七年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの六年間

○国土交通省告示第二百七号

熊本空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　熊本空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　熊本空港内及びその周辺　熊本県菊池郡菊陽町
四　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第二十七号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）
イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十九万カンデラ」を「二万千カンデラ」に、「五万カンデラ」を「三千百カンデラ」に変更した。
ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項を次のように変更した。

誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年三月五日

○国土交通省告示第二百八号

鹿児島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　鹿児島空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　鹿児島空港内及びその周辺　鹿児島県霧島市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十六年国土交通省告示第十九号を参照。）
イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項の次に次のように追加した。

滑走路警戒灯	発光ダイオード、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側

ロ　七　航空灯火の利用上の特記事項(1)中「過走帯灯」の下に「、滑走路警戒灯」を加えた。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年三月五日

○国土交通省告示第二百九号

中標津空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　中標津空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　中標津空港内及びその周辺　北海道標津郡中標津町
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）
イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十九万カンデラ」を「二万千カンデラ」に、「五万カンデラ」を「三千百カンデラ」に変更した。
ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項を次のように変更した。

誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年三月五日

○国土交通省告示第二百十号

南紀白浜空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　和歌山県　和歌山県和歌山市小松原通一丁目一番地
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　南紀白浜空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　南紀白浜空港内　和歌山県西牟婁郡白浜町
四　変更した事項（変更前の事項については、平成八年運輸省告示第四十七号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）
イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十九万カンデラ」を「二万千カンデラ」に、「五万カンデラ」を「三千百カンデラ」に変更した。
ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表過走帯灯の項光度の欄中「千カンデラ」を「千四百カンデラ」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年三月五日

○国土交通省告示第二百十一号

北海道から礼文空港の飛行場灯火の供用休止について届出があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月五日　国土交通大臣　太田　昭宏